

警察権限と処罰機能を強化する少年法「改正」案に反対する声明

1 2005年通常国会に少年法「改正」案が提出されている。

「改正」案は、触法少年、虞犯（犯罪を犯すおそれのある）少年およびその疑いのある者の調査まで警察官が行うとしているが、警察の「調査」権限を限りなく拡大するものである。

事件を起こした少年（触法少年）であっても、福祉的・教育的観点から事件・非行に至る背景を探りケアすることが必要であり、そのためこれを犯罪とはせず、警察による捜査・調査を認めず、児童相談所を中心に調査・ケアにあたってきた。今回の「改正」案は、少年福祉の分野に対する警察の介入を認め、少年法の基本原則を変容させるものである。

「改正」案は、虞犯少年やその疑いのある者も調査対象にしている。虞犯とは、将来法を犯す行為をするおそれのある者であり、加えて、その疑いのある者にまで調査の対象を広げるとは、事実上、すべての子どもが調査対象＝警察の監視下におかれかねないことを意味する。

さらに、飲酒・喫煙・深夜徘徊などの不良行為を理由とする、保護者・学校に対する警察の調査を認める法制も予定されている。子どもに対する警察の捜査・調査権限の拡大や監視の強化は、少年に対する福祉や教育の機能を奪うものであり、社会不安を逆に増大させかねない。

2 「改正」案は、保護観察処分となった子どもが遵守事項を守らない場合に少年院送致を可能とし、同時に、少年院送致年齢の下限（現在は14歳）を撤廃するとしている。

14歳未満の子どもの犯罪は、少年の悪性の表れというよりは、少年の生育環境の問題性の発現であることが多く、触法少年・虞犯少年が、被虐待児であることも珍しくない。14歳未満の子どもに対しては、少年院での厳しい集団的規律によってではなく、親代わりの温かい福祉施設の職員や同年代の子どもたちの中での「育て直し」こそ必要である。

また、保護観察においては子どもと保護司との人間的信頼関係こそが大事であり、遵守事項違反を理由とする少年院送致を認めることは、「少年院送致」という脅しと威嚇によって更生をはかることになり、真の立ち直りとはならない。

3 少年法「改正」の理由として法務省は、14歳未満の少年による凶悪事件の増加をかかげている。しかし、1965年以降、殺人等の凶悪犯罪は横ばいしないし減少で推移しており、1955 - 64年代と比べれば、殺人・放火で半減、強盗は3分の1、強姦は7分の1以下となっている。現行少年法の教育的・福祉的機能が成功してきたのである。こうした機能をこそ尊重し、つらぬくべきである。

子どもは大人を映し出す鏡である。近時、マスコミで報じられる一連の事件の根元は基本的に社会の歪みの反映である。子どもの非行を抑止するためには、一人ひとりが人間として尊重される社会を実現すること、そのための福祉・教育・雇用政策の充実こそ重視されなければならない。

4 今回の少年法「改正」案は、「少年犯罪増加、凶悪化」という事実を反する一面的な前提にもとづき、家族・学校・地域・自治体のすみずみまで警察による「監視」と「脅し」を拡げ、全ての子どもを押さえ込もうという法案に他ならない。それは憲法で保障された子どもの教育を受ける権利を奪い、個人の尊厳をも否定するおそれがきわめて強い。

自由法曹団は、今回の少年法「改正」法案に断固反対するものである。

2005年6月18日

自由法曹団団長 坂本 修